

26. 防火防災計画

1. 目標

本計画は西和中学校における防火管理の徹底を期し、その他の災害による生徒の安全管理及び校舎の災害を軽減するための予防、防災の計画をする。

2. 防火・防災委員会

- (1) 組織 防火管理の諮問機関として防火対策委員会を次のとおり設ける。
委員長には学校長、副委員長には教頭、委員には防火防災安全担当。ほかに、必要に応じて委員長がほかに委嘱する。
- (2) 任務 本委員会の任務は次の通りとする。
○ 本計画並びに、これの実践についての審議
○ 関係諸規定の制定
○ 設備の改善強化
○ 研究、企画、諸調査
○ 当該思想の普及と高揚
- (3) 開催 本委員会は旧3学期制の毎学期1回を基準として開く。
他に防火防災緊急な事態が生じた時委員長が招集する。

3. 防火管理機構

1. 常時の火災予防について徹底を期するため防火管理者をおき、そのもとに火元責任者をおく。
2. 消防用設備、避難施設、その他の火器使用施設について適性管理と機能保持のため点検を充分行う。
3. 前各項による組織及び任務は次の定めるところによる。

防火責任者

一般教室は担任

校長室(教頭)	職員室(教頭)	事務室(事務)
生徒相談室(生指主任)	人権同和室(学推主任)	図書室(図書主任)
図書準備室(図書主任)	理科室 I (理科主任)	理科室 II (理科主任)

理科準備室（理科主任） 美術室Ⅰ（美術主任） 美術室Ⅱ（美術主任）
 美術準備室（美術主任） 技術金工室（技術主任） 技術木工室（技術主任）
 技術準備室（技術主任） 家庭被服室（家庭主任） 家庭調理室（家庭主任）
 家庭準備室（家庭主任） 音楽室（音楽主任） 音楽準備室（音楽主任）
 視聴覚室（視聴覚主任） 視聴覚準備室（視聴覚主任）
 保健室（養護） 校務員室（校務員） 販売室（販売）
 体育館（体育主任） 体育準備室（体育主任） プール（体育主任）
 会議室（教頭） 学習室（教頭） 多目的室（教頭）
 心の教室（教頭） 生徒会室（生徒会主任）
 カウンセリングルーム（教頭） コンピュータ室（技術主任）
 運動部部室（各部顧問） 物置（教頭）

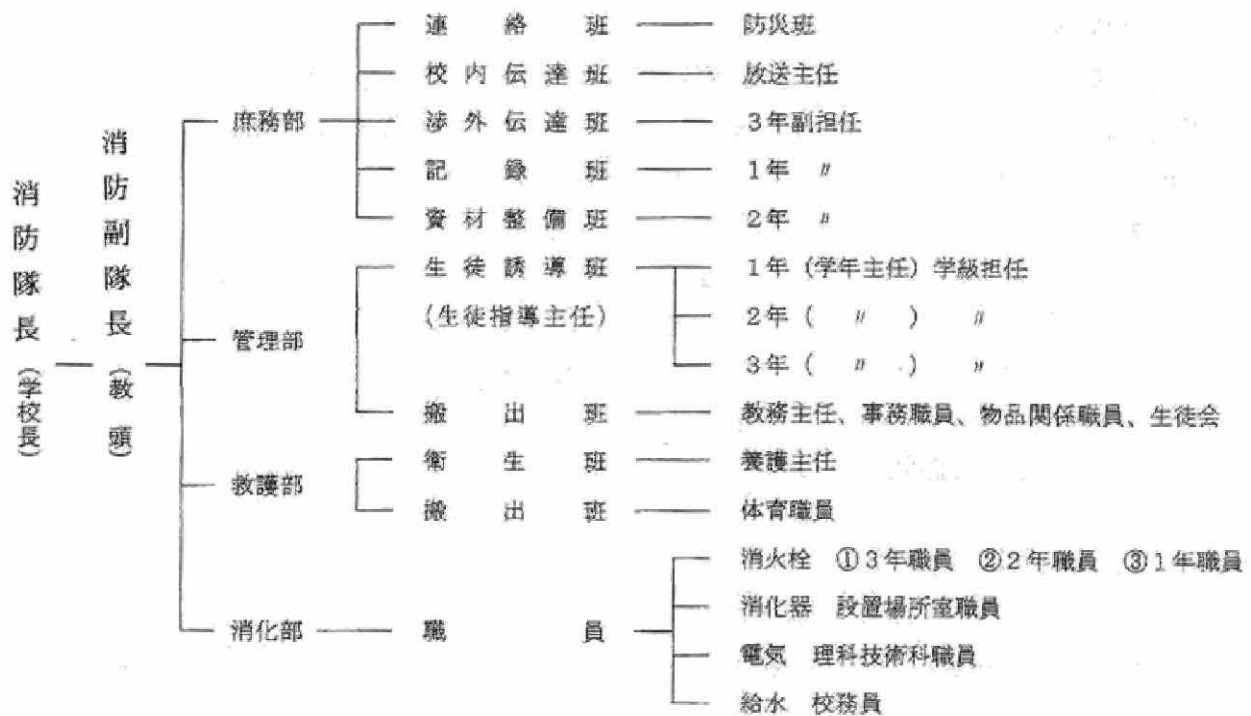
4. 自衛消防隊

火災その他、事故発生時、被害を最小限にとどめるため、自衛消防団を組織する。

1. 火災対策

- (1) 発見者は付近の職員、生徒に知らせるとともに、自衛消防隊長・消防署などに急報する。自衛消防隊長は直ちに行動指令を発令する。
- (2) 非常合図とともに学級担任又は授業実施者は当該生徒の指揮をとり安全な場所に避難させる。別紙の避難順路に従う。集合場所は運動場。
- (3) 避難について二階以上の生徒は支障のない限り指定の階段などを通行する。指定通路に支障のある場合は、当該職員は適宜の指示を生徒に出して安全に通行させる。
- (4) 避難の際又はその後の行動において消火活動や消防車の通行や活動を妨げないように留意する。
- (5) 生徒の避難とともに各職員は所定の配置につき指令のもとに行動態勢に入る。
- (6) 生徒の消火活動については安全の状況により、指導により行動する。
- (7) 学校外の付近の火災については発見者は直ちに自衛消防隊長に急報し、緊急避難の必要がある時は避難させるための処置をする。

◎ 組 織 表



2. 台風対策

(1) 常に気象情報に注意し、自衛消防隊長は(市教育委員会の指示による等)事前の安全を図るため、指令を発する。

(2) 下校不能な場合は鉄筋校舎などの安全と思われる場所に避難させる。

(3) 警報発令中の登校は原則として停止させる。保護者に連絡しておく。

(4) 注意報、警報等に際して校具の配置に留意し、校舎の戸締まりを厳重にする。

3. 予防対策

(1) 火気使用(特に冬季ストーブの使用)は十分に注意し、後始末を入念にし、可燃危険物を近くに置かないよう配慮する。

(2) 電気の適正使用に心がけ、配線の整備をする。

(3) 消火設備を充実し、その所在を明瞭に表示し、非常時に備える。

(4) 重要書類、重要校具などの管理に注意し、搬出の点にも配慮する。

(5) 校舎の破損修理、戸締まりを常に実施する。

(6) 救護用具を整備する。救助袋の設備実施。

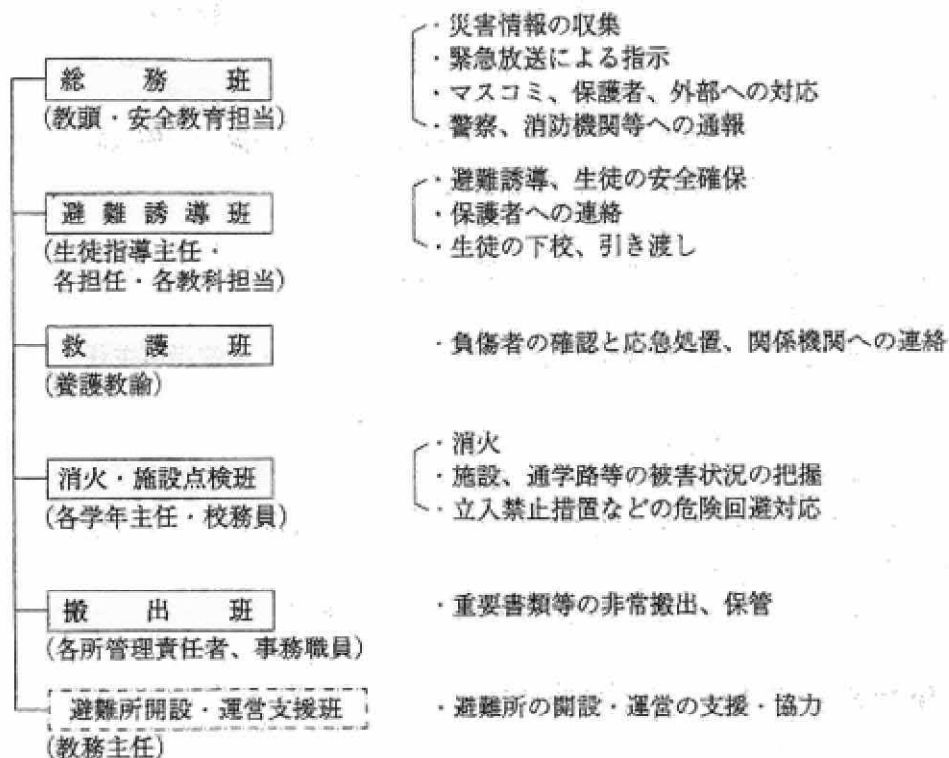
(7) 非常電線放送、サイレン装置の実施。

4. 訓練

(1) 避難訓練及び救護訓練は6月に実施する。

(2) 消火訓練は、適宜実施する。

5. 地震発生時の基本的な対応組織



(配慮事項)

①生徒の安全確保

○的確な指示(頭部の保護、机の下などへの避難、机の脚を両手でしっかり押さえる、その場を動かない等。配慮を要する生徒への対応)・・・各教科担任、各担任

○火災などの二次災害の防止・・・教頭

○負傷者の確認・・・学級委員長→各担任→各学年主任

②校舎外避難の決定と指示

○避難経路の安全確認・・・校長指示→教頭→各学年主任

○全校避難指示・・・校長指示→教頭→一斉校内放送

○人員確認・・・各学年主任→教頭へ報告→校長へ報告

- ③校舎外避難（津波・大津波警報が発令されていない場合）運動場
- 的確な指示（頭部の保護、あわてない、押さない、しゃべらないなど）・・・緊急放送による指示
 - 教職員の連携（誘導、負傷者搬送など）・・・各学年主任・生徒指導主任・養護教諭
 - 生徒の名簿携帯・・・各学年主任
- ④校舎内避難（津波・大津波警報が発令された場合）本館は三階・南館は屋上
- ・本館 二階の生徒は三階廊下。三階の生徒は教室待機。
 - ・南館 二階の生徒は三階特活室。三階の生徒は教室待機。
- 的確な指示（頭部の保護、あわてない、押さない、しゃべらないなど）・・・緊急放送による指示
- 教職員の連携（誘導、負傷者搬送など）・・・各学年主任・生徒指導主任・養護教諭
 - 生徒の名簿携帯・・・各学年主任
- ⑤避難後の安全確保
- 人員の確保と安否確認・・・学級委員長→各担任→各学年主任→教頭→校長
 - 負傷者の確認と応急処置・・・養護教諭
 - 生徒の不安への対応・・・養護教諭・生徒指導主任→教頭